

藤沢市議会臨時会議案

2020年（令和2年）5月20日提出

目 次

議案第 1 号	専決処分の承認について (藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例)	……	1
議案第 2 号	専決処分の承認について (令和 2 年度藤沢市一般会計補正予算 (第 1 号))	……	5
議案第 3 号	専決処分の承認について (令和 2 年度藤沢市民病院事業会計補正予算 (第 1 号))	……………	1 4
議案第 4 号	藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の 一部改正について	……………	2 1
議案第 5 号	藤沢市介護保険条例の一部改正について	……………	2 2

専決処分の承認について（藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

地方自治法第179条第1項の規定により、藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2020年（令和2年）5月20日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の条例を専決処分する。

2020年（令和2年）4月27日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 16 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり同感染症の感染が疑われ

るときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、法第58条第2項に規定する傷病手当金(以下「傷病手当金」という。)を支給する。

- 17 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月の前月までの継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その額とする。
- 18 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 19 附則第16項の期間に係る給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間に係る傷病手当金は、支給しない。ただし、その一部の支払を受けることができる給与等の額が、附則第17項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 20 附則第16項及び前項ただし書の規定にかかわらず、附則第16項の期間において、同一の事由につき、労働基準法(昭和22年法律第49号)第76条の規定による休業補償若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による休業補償給付若しくは休業給付を受けることができる者、又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において給与等の補償に関する給付を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間に係る傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる額が、附則第17項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

21 附則第16項、第19項ただし書き及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（これらを他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、支給しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）附則第16項から第21項までの規定は、新条例附則第16項に規定する期間（以下「対象期間」という。）の全部又は一部が令和2年1月1日から規則で定める日までの間（以下「適用期間」という。）にある場合に限り、当該適用期間内の対象期間について適用する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、国の緊急対応策、本市における感染状況等を踏まえ、同感染症に感染した被用者等に対し、速やかに傷病手当金を支給することにより、休みやすい環境を整備するため、同年4月27日付けで藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求める必要による。

参 考

地方自治法 抜粋

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議

決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決処分の承認について（令和2年度藤沢市一般会計補正予算（第1号））

地方自治法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により，これを報告し，その承認を求める。

2020年（令和2年）5月20日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により，令和2年度藤沢市一般会計補正予算（第1号）を次のとおり専決処分する。

2020年（令和2年）4月27日

藤沢市長

鈴木恒夫

令和2年度藤沢市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度藤沢市一般会計補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,954,526千円を追加し，歳入歳出それぞれ194,010,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		24,945,855	44,727,541	69,673,396
	1 国庫負担金	22,405,743	118,559	22,524,302
	2 国庫補助金	2,447,126	44,608,982	47,056,108
19 繰入金		3,124,901	1,214,100	4,339,001
	1 基金繰入金	3,124,901	1,214,100	4,339,001
21 諸収入		4,255,770	12,885	4,268,655
	5 雑入	2,635,185	12,885	2,648,070
歳入合計		148,056,000	45,954,526	194,010,526

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 民生費		67,519,845	44,680,590	112,200,435
	1 社会福祉費	28,259,268	44,033,460	72,292,728
	2 子育て支援費	29,477,314	647,130	30,124,444
5 衛生費		15,102,319	202,551	15,304,870
	1 保健衛生費	5,043,003	202,551	5,245,554
8 商工費		2,237,335	1,071,385	3,308,720
	1 商工費	1,609,143	1,071,385	2,680,528
歳 出 合 計		148,056,000	45,954,526	194,010,526

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額
15 国庫支出金	24,945,855	44,727,541
19 繰入金	3,124,901	1,214,100
21 諸収入	4,255,770	12,885
歳 入 合 計	148,056,000	45,954,526

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 特
				国庫支出金
4 民生費	67,519,845	44,680,590	112,200,435	44,603,320
5 衛生費	15,102,319	202,551	15,304,870	124,221
8 商工費	2,237,335	1,071,385	3,308,720	
歳 出 合 計	148,056,000	45,954,526	194,010,526	44,727,541

事 項 別 明 細 書

(単位 千円)

計
69,673,396
4,339,001
4,268,655
194,010,526

(単位 千円)

正 額 の 財 源 内 訳					
定		財 源			一般財源
県支出金	地 方 債	そ の 他			
		分担金負担金	使用料手数料	そ の 他	
					77,270
				12,885	65,445
					1,071,385
				12,885	1,214,100

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	24,945,855	44,727,541	69,673,396
1 国庫負担金	22,405,743	118,559	22,524,302
2 衛生費国庫負担金	21,857	118,559	140,416
2 国庫補助金	2,447,126	44,608,982	47,056,108
3 民生費国庫補助金	854,398	44,603,320	45,457,718
4 衛生費国庫補助金	222,549	5,662	228,211
19 繰入金	3,124,901	1,214,100	4,339,001
1 基金繰入金	3,124,901	1,214,100	4,339,001
11 財政調整基金繰入金	1,600,000	1,214,100	2,814,100
21 諸収入	4,255,770	12,885	4,268,655
5 雑入	2,635,185	12,885	2,648,070
1 雑入	2,635,185	12,885	2,648,070
歳 入 合 計	148,056,000	45,954,526	194,010,526

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	118,559	03 感染症予防費負担金	3,510
		04 感染症発生動向調査事業費負担金	12,049
		05 感染症医療費負担金	103,000
2 子育て支援費補助金	39,787	02 子ども・子育て支援交付金	29,437
		03 保育対策総合支援事業費補助金	10,350
6 特別定額給付金給付事業費補助金	44,033,460	01 特別定額給付金給付事務費補助金	286,860
		02 特別定額給付金給付事業費補助金	43,746,600
7 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金	530,073	01 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金	18,323
		02 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金	511,750
1 保健衛生費補助金	5,662	07 感染症対策特別促進事業補助金	5,662
1 財政調整基金繰入金	1,214,100	01 財政調整基金繰入金	1,214,100
4 衛生費雑入	12,885	13 感染症他市負担分	12,885

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
4 民生費	67,519,845	44,680,590	112,200,435	44,603,320		
1 社会福祉費	28,259,268	44,033,460	72,292,728	44,033,460		
6 特別定額給付金給付事業費	0	44,033,460	44,033,460	44,033,460		
2 子育て支援費	29,477,314	647,130	30,124,444	569,860		
2 児童保育費	14,997,910	10,350	15,008,260	10,350		
3 青少年対策費	1,252,590	106,707	1,359,297	29,437		
5 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費	0	530,073	530,073	530,073		
5 衛生費	15,102,319	202,551	15,304,870	124,221		12,885
1 保健衛生費	5,043,003	202,551	5,245,554	124,221		12,885
5 保健所費	268,225	202,551	470,776	124,221		12,885
8 商工費	2,237,335	1,071,385	3,308,720			
1 商工費	1,609,143	1,071,385	2,680,528			
2 中小企業振興費	126,385	1,071,385	1,197,770			
歳 出 合 計	148,056,000	45,954,526	194,010,526	44,727,541		12,885

(単位 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
77,270			
	9 旅費	220	01 特別定額給付金給付事業費 44,033,460
	11 需用費	3,000	01 特別定額給付金給付事務費 286,860
	12 役務費	30,876	02 特別定額給付金給付事業費 43,746,600
	13 委託料	248,764	
	14 使用料及び 賃借料	4,000	
	19 負担金補助 及び交付金	43,746,600	
77,270			
	11 需用費	760	01 保育所関係費 10,350
	19 負担金補助 及び交付金	9,590	02 市立保育所運営費 760 05 法人立保育所運営費等助成事業費 9,590
77,270	19 負担金補助 及び交付金	106,707	07 放課後児童対策費 106,707 01 放課後児童健全育成事業費 106,707
	11 需用費	659	01 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 530,073
	12 役務費	7,664	01 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費 18,323
	13 委託料	10,000	02 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 511,750
	19 負担金補助 及び交付金	511,750	
65,445			
65,445			
65,445	11 需用費	2,949	02 保健予防事業費 202,551
	12 役務費	24,974	01 感染症対策事業費 202,551
	13 委託料	24,409	
	20 扶助費	150,219	
1,071,385			
1,071,385			
1,071,385	11 需用費	160	07 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 1,071,385
	12 役務費	825	
	19 負担金補助 及び交付金	1,070,400	
1,214,100			

専決処分の承認について（令和2年度藤沢市民病院事業会計補正予算
（第1号））

地方自治法第179号第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条
第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2020年（令和2年）5月20日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度藤沢市民病院事業会計補
正予算（第1号）を次のとおり専決処分する。

2020年（令和2年）5月8日

藤沢市長

鈴木恒夫

令和2年度藤沢市民病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度藤沢市民病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ
による。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度藤沢市民病院事業会計予算第4条に定めた本文括弧書中「不足
する額 1,249,387千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額
2,190千円、過年度分損益勘定留保資金1,247,197千円」を「不足する額 1,249,489

千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,190 千円，過年度分損益勘定留保資金 1,247,299 千円」に改め，資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	1,564,645千円	102千円	1,564,747千円
第4項 国庫補助金返還金	0千円	102千円	102千円

1 令和2年度藤沢市民病院事業会計

1 資本的収入及び支出

支 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源		
				特定財源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1 資本的支出	1,564,645	102	1,564,747			
4 国庫補助金返還金	0	102	102			
1 国庫補助金返還金	0	102	102			

補正予算実施計画兼事項別明細書

(単位 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
102			
102			
102	83 補助金返還金	102	01 国庫補助金返還金 102

2 令和2年度藤沢市民病院事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	既決額	補正額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 120,657	0	△ 120,657
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
国庫補助金の返還による支出	0	△ 102	△ 102
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 690,874	△ 102	△ 690,976
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 475,346	0	△ 475,346
資金増加額 (又は減少額)	△ 1,286,877	△ 102	△ 1,286,979
資金期首残高	4,339,426		4,339,426
資金期末残高	3,052,549	△ 102	3,052,447

3 令和2年度藤沢市民病院事業会計補正予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位 千円)

区 分	既決額	補正額	計
資産の部			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 建物	18,351,915		18,351,915
減価償却累計額	△ 7,384,574		△ 7,384,574
□ 構築物	517,286		517,286
減価償却累計額	△ 157,747		△ 157,747
ハ 器械備品	6,889,301		6,889,301
減価償却累計額	△ 4,786,116		△ 4,786,116
ニ 車両	6,826		6,826
減価償却累計額	△ 5,024		△ 5,024
ホ 放射性同位元素	6,951		6,951
減価償却累計額	△ 5,197		△ 5,197
ヘ リース資産	1,046,107		1,046,107
減価償却累計額	△ 422,330		△ 422,330
ト その他有形固定資産	56,007		56,007
有形固定資産合計			14,113,405
(2) 無形固定資産			
イ ソフトウェア	854,454		854,454
□ 電話加入権	3,573		3,573
ハ 施設利用権	2,870		2,870
無形固定資産合計			860,897
(3) 投資その他の資産			
イ 破産更生債権等	1,720		1,720
貸倒引当金	△ 1,720		△ 1,720
□ 長期前払消費税	441,886		441,886
ハ その他投資	1,000		1,000
投資その他の資産合計			442,886
固定資産合計			15,417,188
2 流動資産			
(1) 現金預金	3,052,549	△ 102	3,052,447
(2) 未収金	3,086,518		3,086,518
貸倒引当金	△ 26,204		△ 26,204
(3) 貯蔵品	64,860		64,860
流動資産合計			6,177,621
資産合計			21,594,809

区 分	既決額	補正額	計	
負債の部				
3 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	11,456,588		11,456,588	
企業債合計				11,456,588
(2) 長期リース債務	473,885			473,885
(3) 引当金				
イ 退職給付引当金	3,090,298		3,090,298	
引当金合計				3,090,298
固定負債合計				15,020,771
4 流動負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	669,169		669,169	
企業債合計				669,169
(2) 短期リース債務	221,101			221,101
(3) 未払金	1,549,100			1,549,100
(4) 引当金				
イ 賞与引当金	518,852		518,852	
ロ 法定福利費引当金	96,270		96,270	
引当金合計				615,122
(5) その他流動負債	84,135			84,135
流動負債合計				3,138,627
5 繰延収益				
(1) 長期前受金				
イ 国県補助金	681,961	△ 102	681,859	
ロ 負担金	160,461		160,461	
ハ その他	115,194		115,194	
長期前受金合計				957,514
(2) 収益化累計額	△ 491,274			△ 491,274
繰延収益合計				466,240
負債合計				18,625,638
資本の部				
6 資本金	9,575,890			9,575,890
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額	56,007		56,007	
資本剰余金合計				56,007
(2) 欠損金				
イ 当年度未処理欠損金	6,662,726		6,662,726	
欠損金合計				6,662,726
剰余金合計				△ 6,606,719
資本合計				2,969,171
負債資本合計				21,594,809

(注)消費税及び地方消費税抜処理により作成

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）5月20日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和32年藤沢市条例第29号）
の一部を次のように改正する。

附則中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 令和2年9月30日までの間、第2条の規定により市長等に支給する給料の額は、第3条各号の規定にかかわらず、当該各号に定める額に、市長にあつては100分の80を、副市長にあつては100分の90を、教育長にあつては100分の95を乗じて得た額とする。ただし、第7条第1項に規定する退職手当の額の算出基礎となる給料月額については、第3条各号に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しさを増している市民等の生活の状況に鑑み、常勤特別職職員の給料削減を図る必要による。

藤沢市介護保険条例の一部改正について
藤沢市介護保険条例の一部を次のように改める。

2020年（令和2年）5月20日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市介護保険条例の一部を改正する条例

藤沢市介護保険条例（平成12年藤沢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び令和2年度」を削り、「21,150円と」の次に「、令和2年度においては16,920円と」を加え、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度における」を削り、「31,020円」を「令和元年度においては31,020円と、令和2年度においては28,200円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度における」を削り、「38,070円」を「令和元年度においては38,070円と、令和2年度においては36,660円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

提案理由

この条例を提出したのは、介護保険法施行令の一部が改正され、低所得者に係る保険料の軽減の強化がされたことに伴い、当該軽減の対象となる被保険者に係る保険料を規定する必要がある。